

# 「経営環境の激変に対応する」

税理士法人 飛驒会計事務所 所長 青山 真琴

## I はじめに

二〇二二年も残すところ4ヶ月あまりとなりましたが、顧問先企業の経営者の皆様には日頃よりご愛顧賜りまして、有難うございます。

新型コロナウイルス感染症拡大が依然として終息に向っていません。今年二月にはロシアによるウクライナ侵略が勃発し、長期化する見通しとなっています。その影響により化石燃料及び小麦等の食料・肥料が高騰しています。更には円安に依りあらゆる輸入品が値上りして、企業利益を押し下げ、人々の生活にまで物価高騰の影響が出ています。

## II 物価高と円安の影響

輸入価格の高騰を輸出価格への転嫁で賄いきれない「悪い円安」だと言われています。ロシアによるウクライナの侵攻がエネルギー価格の高騰を招いた事で、「悪い円安」に拍車がかかっています。コロナ下の歴史的なインフレ局面でも、円安によるコスト上昇が企業や個人の景況感をむしろ悪循環に陥っています。

## ① 企業のケース

円安の時代に日本経済を再生させるには、経済活動も発想の転換を求められます。企業の場合には、円安の恩恵を受け易い国内への生産拠点の回帰が選択肢に挙がります。海外の人件費上昇や経済安全保障を巡る環境変化も国内回帰の背を押すと思います。

但し、中小企業にとっては人材の確保が極めて困難な状況ですので、実行するには更に高いハードル(人手不足)があります。

## ② 個人のケース

個人としては、この円安と超低金利の国内情況を考えた場合、打つ手としては、保有資産の国際分散があります。円資産に偏れば、円安による資産増の効果を得られません。日本よりも成長力の大きい国の資産を保有する魅力があります。但し、為替リスク・信用リスクが伴うので十分に検討が必要となります。企業も個人も、「円安時代の到来」を機に、従来の経済活動を見直して、経済構造を柔軟に修正する必要があるとされていると思います。

## III 人材の確保

物価高は個人の家計にも直接的に影響を及ぼしています。大手企業を始め多くの企業が、物価高に対応しようとする基本給を大幅に引き上げるベイス・アップを実施している様です。大切な人材の流出を防ぐためには、賃金増が必要と判断した結果です。企業によっては、物価高に一時金などで対応しているケースもあります。

長くデフレ下にあった日本では企業の売り上げが伸びにくく、賃上げが進まないことが個人消費の足かせになり、経済が停滞する悪循環に陥っていました。政府は、近年企業に対して、「家計の支出を増やして企業の収益を押し上げ、その成長の果実を企業と家計が分け合う。こうした好循環を生むためにも賃上げが欠かせない。」と言いつづけていました。現実としては、企業は内部留保を厚くして賃上げには消極的な態度

を示して、ここに来て、漸くその重い腰を上げて、大幅な賃上げに取り組み様になり、賃上げで社員の生活を守る意識が企業にじわりじわりと広がりがつつあります。

中小企業経営者にとっては、賃上げの決断は大変な勇気と企業業績への悪影響で躊躇される方が多いと思

います。人材のつなぎとめとして、賃上げは必要・不可欠であるとの観点からは是非実施される事をお勧めいたします。その場合には、当然にそれ以外の経費の節減と売上アップを模索する必要があります。場合によっては、価格転嫁(値上げ)の検討も考えるべきだと思います。

## IV 飛驒地域経済の正念場

物価高、円安、コロナ下で、慢性的な人手不足の厳しい経営環境が今後も続く事が予想されます。観光都市高山としては、インバウンドによる外国人観光客が暫くは期待出来ない状況もあります。

コロナ関連の助成金の支給も無くなり、二〇二三年度は、企業にとっては自社の実力を試される試練の年になると思います。経営環境の変化にどう対応していくかが、経営者に問われる課題です。

この大きな変化を悲観的ではなく前向きに考えて、着実に対応していく事が大切だと思います。その為にも、社員を大切に、信頼し合い、そのマンパワーを活用して共に突き進んでいただきたいと願っています。

最後になりましたが、貴社の益々のご繁栄と、併せて経営者・社員の皆様のご健勝を祈念申し上げます。

## <消費税のインボイス制度>

### 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります!

※登録申請の受付は令和3年10月1日から開始されています。令和5年10月1日から適格請求書(インボイス)を交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

#### 登録手続きについて

##### ◆適格請求書発行事業者の登録申請

当事務所では顧問先様の「適格請求書発行事業者の登録申請」を行っており、手続きが完了次第、事業者登録番号を順次お伝えいたします。(当事務所で申請を行った手続きは概ね完了しています。)

※個別に検討が必要となる顧問先様(免税事業者)については、監査担当者よりご対応させていただきます。

#### 今後の対応について

##### ◆自社発行請求書、領収書(レシート)の様式の確認

どのような書類を取引先に渡しているのかを確認し、どの書類を適格請求書(インボイス)にするかを決定します。そして、該当する書類が、適格請求書(インボイス)に必要な記載事項と消費税額の計算方法を満たしているか確認することが必要です。

##### ◆取引先が適格請求書発行事業者かを確認

適格請求書(インボイス)の保存が仕入税額控除の要件であるため、取引先が適格請求書発行事業者か確認する必要があります。

登録申請後の今後の対応の詳細につきましては、当事務所担当者よりご説明させていただきます。

## New Face Corner

①氏名 ②所属課 ③生年月日 ④出身校  
⑤趣味・特技 ⑥抱負・ひとこと



- ① 眞山 皓太
- ② 第1課
- ③ 平成12年1月25日
- ④ 東京CPA会計学院 会計プロフェッション科
- ⑤ 映画鑑賞、書道
- ⑥ 一日でも早く多くの業務を覚え、税理士補助として顧問先の発展と存続に貢献していきたいと思ひます。



- ② 辻 希実香
- ② 第7課
- ③ 平成15年10月17日
- ④ 飛驒高山高等学校 ビジネス科
- ⑤ 音楽鑑賞
- ⑥ 分からないことばかりですが、一つ一つの業務を丁寧に、早く仕事を覚えられるように頑張ります。



- ③ 山下 雅美
- ② 有限会社オフィスサポートアオヤマ
- ③ 昭和51年1月27日
- ④ 高山高等学校 事務科
- ⑤ 息子のサッカー観戦
- ⑥ 今まで経験のない仕事が多いですが、先輩方から学びながら、一日でも早く戦力になれるよう頑張りたいと思ひます。